

与論町廃屋解体・撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の個性的で魅力あふれる良好な景観を守り、創るため、周辺の景観を著しく阻害している廃屋及び防災・防犯上不適切な状態にある廃屋を解体・撤去する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で廃屋解体・撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。その交付に関しては、与論町補助金等交付規則（平成5年4月30日規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃屋 長年にわたって居住又は利用されていないことが明白な家屋その他建築（地面から上部に露出している基礎部分等を含む。）で、良好な景観の形成に配慮した適正な管理を行っていないため、主要な構造部が朽ちて崩れるなど、周辺の景観を著しく阻害しているもの又は防災・防犯上不適切な状態にあると認められるものをいう。
- (2) 所有者 廃屋を所有する者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助事業を行う者で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別な事情があると認める者については、この限りでない。

- (1) 町内に所在する廃屋の所有者
- (2) 町に納入すべき税を滞納していない者
- (3) 廃屋の解体・撤去後において、当該地の良好な景観の形成に十分に配慮することが認められる者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に係る経費の3分の2に相当する額とする。当該経費の3分の2に相当する額が60万円を超えるときは、60万円とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 次に掲げる費用は、前項の補助事業に係る経費から除くものとする。

- (1) 廃屋に附属する地下埋設物等外からは見えない部分の除却に要する費用
- (2) 公共事業による移転その他公的補償の対象となっているものの除却に要する費用

3 補助金の交付は、前条に規定する補助金交付対象者1人につき1回限りとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に定める補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（精算書）（第3号様式）
- (3) 廃屋解体・撤去工事費見積書の写し
- (4) 廃屋の所有者を確認することのできる書類
- (5) 解体・撤去を要する廃屋の現況写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(審査)

第6条 町長は、前条の規定による申請の適否を審査するため、審査会を設置する。

- 2 審査会は、総務企画課、建設課、商工観光課、税務課及び環境課の職員で構成する。
- 3 審査会は、前条の規定による申請があったときは、廃屋及びその所有者の認定に関する事項その他申請内容について審査し、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを町長に報告する。
- 4 審査会は、前項の規定により廃屋の認定について審査する場合で必要と認められるときは、現地調査等を行わなければならない。
- 5 町長は、第3項の規定による報告に基づき補助金の交付決定又は不交付決定をするものとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条第5項の規定により補助金の交付決定をしたときは、速やかに当該交付決定額を規則第6条に定める補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知しなければならない。

- 2 町長は、補助金の交付決定について、次に掲げる条件を付する。
 - (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかにその理由及び補助事業の進捗状況を明記した書類を町長に提出しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の末日から起算して5年間保管しなければならない。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するため町長が必要と認める条件

(交付の不決定)

第8条 町長は、第6条第5項の規定により補助金の不交付決定をしたときは、速やかに書面により、当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第12条に定める補助事業実績報告書(第13号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(第3号様式)
- (2) 施工写真
- (3) 補助事業に伴い排出される廃棄物を処理した業者の廃棄物引取又は処理したことが分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査及び規則第13条に定める補助金検査調書兼確定書(第17号様式)により確認検査を行い補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条に定める(第14号様式)補助金等の確定通知書により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の請求及び交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に、規則第14条第1項の定めにより(第15号様式)これを行うものとする。

2 規則第14条第2項の規定は、この補助金の支払に適用しない。

(報告等の方法)

第12条 補助事業者は、この補助金に関する報告を町長にする場合は、書面により行わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。